

水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について

水田政策が令和9年度から根本的に見直され、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金から、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されます。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求められません。

変更後のルール

令和4～8年度の間、

- ①水稲作付け 又は
- ②1か月以上の湛水管理 又は
- ③連作障害を回避する取組 が行われていること。

(③については、令和7年度又は8年度実施が対象、令和6年度以前の取組は対象外)

※令和4～7年度に、①又は②に取り組んだ圃場は、令和8年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。

※②を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。

【連作障害を回避する取組例】

- ・土壌改良資材や有機物(堆肥、もみ殻等を含む)の施用
- ・土壌に係る薬剤の散布
- ・後作緑肥の作付け
- ・その他米沢地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組

確認方法

- ①水稲作付け
 - ・細目書にて確認します。
- ②1か月以上の湛水管理
 - ・湛水管理をしたことが分かる写真・作業日誌にて確認します。
 - ・取組後、これらの書類を協議会事務局まで提出してください。
- ③連作障害を回避する取組
 - ・取組を講じたことが分かる書類(作業日誌、栽培管理簿等)や資材の入手状況が分かる資料(購入伝票等)を保管してください。

【米沢地域農業再生協議会における取組の把握について】

細目書配布に同封している「水張り取組確認表」に令和7年度までの取組状況及び令和8年度取組予定を記載いただき、細目書とあわせて提出してください。

※詳細は、米沢地域農業再生協議会事務局にお問合せいただくか市 HP をご確認ください。